令和２年度第２回兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会次第

日時：令和２年１１月２６日（木）１４：００～

１　開会あいさつ

２　報　告

令和２年度アレルギー疾患対策事業の実施状況について　資料２

３　議　事

兵庫県アレルギー疾患準拠点医療機関の調査結果について　資料３

４　その他

５　閉　会

令和２年度第２回兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会出席者名簿

	区　分	所　　　属	氏　名	職　種　等【役職】	出欠
1	拠点病院	神戸大学医学部附属病院	西村　善博	呼吸器内科医師【副院長】	出
2		兵庫県立こども病院	田中　裕也	アレルギー科医師【医長】	出
3		兵庫医科大学病院	松井　聖	リウマチ・膠原病内科医師【教授】	出
4		神戸市立医療センター中央市民病院	岡藤　郁夫	小児科医師【医長】	出
5	医療関係	(一社) 兵庫県医師会	足立　光平	内科医師【副会長】	出
6		兵庫県内科医会	吉田　誠	内科医師【明石市内科医会幹事】	欠
7		兵庫県小児科医会	河盛　重造	小児科医師【副会長】	出
8		兵庫県眼科医会	平松　邦夫	眼科医師【会長】	欠
9		兵庫県耳鼻咽喉科医会	井上　健造	耳鼻咽喉科医師【監事】	出
10		兵庫県皮膚科医会	堀川　達弥	皮膚科医師【幹事】	出
11		(一社) 兵庫県薬剤師会	岡本　禎晃	薬剤師【常務理事】	出
12		(公社) 兵庫県看護協会	山森みどり	看護師【第１副会長】	出
13		(公社) 兵庫県栄養士会	山本　育子	栄養士【理事】	出
14	その他	小児アレルギーエデュケーター	渡木　綾子	看護師【神戸市立医療センター西市民病院】	出
15	行　政	兵庫県市長会	南本　伸一	事務局【事務局長】	出
16		兵庫県町村会	仁井　重雄	事務局【事務局長】	欠
17		兵庫県教育委員会事務局	平澤　郁子	体育保健課【指導主事】	出
18	患者会	姫路食物アレルギーの会オリーブ	西川　由記	県民【代表】	出
19	事務局	兵庫県健康福祉部感染症等対策室	西下　重樹	感染症対策課【課長】	出
20			小林　博之	感染症対策課【感染症班長】	出
21			牧野智香子	感染症対策課【感染症班主査】	出
22		神戸市保健福祉局	増田　重巳	保健課【係長】	出
23		西宮市保健所	福田　典子	保健所【参事】	欠
24	随　行	神戸市立医療センター中央市民病院	阿部　祐也	総務課係長	出
25			東山　将己	総務課	出
26		神戸大学医学部附属病院	松田　智子	総務課病院総務係主任	出

令和２年度第２回
兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会資料

日時　　令和２年11月26日（木）

【配布資料一覧】

● 資料１・・・・兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会開催要綱
● 資料２－１・・令和２年度アレルギー疾患対策事業の実施状況
　資料２－２・・令和２年度 学校、児童福祉施設等におけるアレルギー疾患対応への助言・指導等の実績
● 資料３－１・・アレルギー疾患準医療機関選定要件と設置数について
　資料３－２・・兵庫県アレルギー疾患準拠点医療機関　調査票
　資料３－３・・兵庫県アレルギー準拠点医療機関の調査結果
　資料３－４・・名称と設定要件案について
　資料３－５・・案別医療機関名称
● 資料４・・・・（日程調整票）
　令和３年度第１回兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会

資料１

兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会開催要綱

（開催）

第１条　アレルギー疾患に関する診療ネットワークの構築、県民並びに医療従事者に対する情報提供及び人材育成等について、アレルギー疾患対策関係者から広く意見を求めることを目的として、兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

（検討事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について検討を行う。

⑴　兵庫県におけるアレルギー疾患の実情の把握及び情報共有に関すること。
⑵　多様なアレルギー疾患に対する診療連携体制に関すること。
⑶　県民並びに医療従事者に対する医療情報等の提供体制に関すること。
⑷　医療従事者の人材育成に関すること。
⑸　地域の実情に応じたアレルギー疾患対策推進計画の策定に関すること。
⑹　その他アレルギー疾患対策に関すること。

（構成）

第３条　協議会構成員（以下「構成員」という。）は、別表の関係機関並びに関係団体の代表者をもって構成する。

（座長）

第４条　協議会に座長及び座長代理を置く。

２　座長は、構成員の互選により選出する。
３　座長は、協議会の議事進行を行う。
４　座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長代理がその職務を代理する。

（運営）

第５条　協議会は、兵庫県健康福祉部感染症等対策室感染症対策課長（以下「感染症対策課長」という。）が招集する。

２　構成員は、事故その他やむを得ない理由により協議会に出席できないときは、あらかじめ感染症対策課長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合において、代理人は、協議会が開催される前に委任状を感染症対策課長に提出しなければならない。
３　感染症対策課長が必要と認めたときは、協議会の構成員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。
４　協議会は、公開とする。ただし、協議会の運営に著しい支障があると認められる場合には、非公開とすることができる。
　議事録、議事要旨及び協議会資料は原則として公開とする。

（部会の開催）

第６条　検討事項の一部について、特定の構成員からの意見聴取（又は意見交

換）が必要な場合は、部会を設置することができる。
2　部会に招集する構成員は医療担当参事が指名する。
3　部会の議事を進行するため、部会構成員の互選により、部会座長を選任する。
4　部会の運営については、「第５条」の規定を準用する。

（謝金）

第７条　構成員（県の職員である構成員を除く）及び構成員の代理人（県の職員である代理人を除く）が協議会及び部会に出席したときは、謝金を支給する。
2　謝金の支給については、別に定める。

（旅費）

第８条　構成員及び構成員の代理人が協議会及び部会に出席したときは、旅費を支給する。
2　旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 44 号）の規定により算出した額に相当する額とする。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、協議会の開催に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和２年７月１日から施行する。

資料２－１

令和２年度アレルギー疾患対策事業の実施状況

兵庫県健康福祉部感染症等対策室感染症対策課

1　県アレルギー疾患医療連絡協議会の開催

診療連携体制の在り方の検討や情報提供、人材育成等の施策の企画・立案、アレルギー疾患対策の施策の検討等を行う。

【実施状況】

	開催年月日	内容
第１回	令和２年９月２日 メールによる報告と意見募集	① 令和２年度アレルギー疾患対策事業 ② 令和元年度アレルギー疾患医療従事者研修会アンケート結果 ③ アレルギー疾患準拠点医療機関の選定要件 ④ その他
第２回	令和２年11月26日(木)	① 令和２年度アレルギー疾患対策事業の実施状況 ② アレルギー疾患準拠点医療機関の調査結果 ③ その他

2　人材育成事業

アレルギー疾患医療に携わる医療従事者の知識や技能向上に資する研修を実施する。

日　時　　令和３年２月14日（日）　開催予定
担　当　　神戸大学医学部附属病院

※Ｗｅｂ開催になる可能性あり

3　情報提供事業

アレルギー疾患の重症化の予防には平時からの自己管理が重要であるため、県民や関係機関に対してアレルギー疾患に関する適切な情報提供に取り組む。

(1) 県アレルギー疾患連絡協議会の開催状況を公開（含議事録）
(2) 公財）日本アレルギー協会が主催する「市民公開講座」などアレルギー疾患に係る研修会・講習会の開催案内の掲載

4　学校、児童福祉施設等におけるアレルギー疾患対応への助言、指導等

拠点病院等に委託して、医学的見地による助言、支援を実施する。

(1)　対象施設・・・公立の幼稚園、認定こども園（幼稚園型）、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、保育所（認可）、認定こども園（幼稚園型を除く）私立学校、無認可保育所
(2)　対象者・・・教職員、養護教諭、栄養教諭、保育士、調理員、看護師等
(3)　相談内容・・・①学校生活等での対応、②校外行事・宿泊を伴う活動、③学校給食の対応（食物アレルギー対応）、④保育所内における生活上の注意点
(4)　相談実績・・・令和２年４月１日～実施（担当：兵庫県立こども病院）
10件（令和２年11月１日現在）

資料２－２

令和２年度 学校、児童福祉施設等におけるアレルギー疾患対応への助言・指導等の実績

（令和２年11月時点）

	所在地	区分	相談者	相　談　内　容
1	尼崎市	保育園	園長	小麦・卵アレルギー児童の食べ進め方について
2	芦屋市	小学校	養護教諭	重症小麦アレルギー児童の対応について
3	伊丹市	保育園	栄養士	保護者の判断で完全除去は希望しないといわれた場合の対応について。
4	姫路市	保育園	所長	卵アレルギー児に加熱の卵料理は除去、マヨネーズは提供可と保護者から申し出に対する理解はどのようにすべきか。
5	尼崎市	小学校	養護教諭	小児の食物アレルゲン解除の際、負荷試験等なく保護者の問診のみでの判断でも大丈夫なものか。
6	明石市	小学校	養護教諭	食物アレルギーの児童に軽微な症状が出た場合、保護者に連絡し迎えに来てもらい病院を受診してもらうことでよいか。
7	香美町	中学校	養護教諭	重症食物アレルギー児童の修学旅行などの学校行事などの対応について。
8	南あわじ市	中学校	教頭	強い卵・牛乳アレルギーを持つ生徒について、修学旅行などの学校行事で気をつける点はあるか。
9	姫路市	小学校	養護教諭	ゴマアレルギーがあるが食べても症状がない児童は、急にアレルギー症状が出ることはあるか。
10	伊丹市	教育委員会	栄養士	ナッツ全てがアレルギーの場合、ココアやパーム油も使用不可となるか。

【相談市町別件数】

尼崎市	芦屋市	伊丹市	姫路市	明石市	香美町	南あわじ市	合　計
２件	１件	２件	２件	１件	１件	１件	**10件**

【相談機関別件数】

保　育　園	小　学　校	中　学　校	教育委員会	合　計
３件	４件	２件	１件	**10件**

【相談者別件数】

教　諭	養護教諭	管理栄養士	合　計
３件	５件	２件	**10件**

資料３－１

アレルギー疾患準医療機関選定要件と設置数について

令和２年１１月現在

兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会委員へ準拠点医療機関選定に対する意見を募集し、下記のとおり選定要件を設定しました。

準拠点医療機関選定の参考とするため、関係医療機関あてに調査票を送付し52医療機関より回答がありました。

○準拠点医療機関の選定要件

① 日本アレルギー学会の専門医資格、またはそれに準ずる経験を有する医師が勤務していること

② アレルギー疾患の治療実績を有し、拠点病院と連携できること

1. 送付先　日本アレルギー学会のアレルギー専門医資格を有する医師(136名)の在籍する医療機関(2020.8.5現在の認定)
2. 調査内容　別添調査票のとおり
3. 役　割　医療の均てん化のため各地域のアレルギー疾患患者を受け入れ、拠点医療機関と連携を取り正しい医療を提供すること

【参考】

全国の協力病院の整備状況　5県が整備済み　令和２年２月現在

茨城県・・・１ヶ所（アレルギー疾患医療連携病院）都道府県からの要請

東京都・・・13ヶ所(アレルギー疾患医療専門病院)公募

神奈川県・・28ヶ所(アレルギー疾患専門医療機関)意向調査により決定

佐賀県・・・5ヶ所(アレルギー疾患医療地域協力病院)都道府県からの要請

熊本県・・・2ヶ所(アレルギー疾患医療連携病院)その他

資料3－2

兵庫県アレルギー疾患準拠点医療機関　調査票

1. 医療機関名	
2. 医療機関の住所	〒
3. 回答者氏名	
4. 電話番号	
5. ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	

6.アレルギー疾患の外来患者の数	区分	内科	小児科	皮膚科	眼科	耳鼻いんこう科
	年間新外来患者数※					

※　令和元年度に来院した外来患者のうち、初診料を算定した患者数とする。

7. (一社)日本アレルギー学会のアレルギー専門医資格またはそれに準ずる経験を有する医師数	区分	内科	小児科	皮膚科	眼科	耳鼻いんこう科
	専門医数					
	それに準ずる医師数					

8.拠点病院と連携できる体制であるか（どちらかに〇印）	連携可能	連携不可

9. 貴機関でのアレルギー疾患に対する特色ある取り組み等、特記すべき事項がありましたらご記入ください。

資料３－４

名称と設定要件について

1　名称について

NO	名称案	該当医療機関数等
1	アレルギー疾患準拠点医療機関	設定医療機関数は少なめ
2	アレルギー疾患連携医療機関	設定医療機関数が多め
3	上記を二段階で行う	役割分担を行う

2　対象医療機関設定要件案

案	設定要件	該当医療機関数
A	①専門医教育研修施設であること ②アレルギー疾患の症例が年間 100 人以上 ③専門医師またはそれに準ずる医師 2 名以上	10
B	①専門医教育研修施設であること ②アレルギー疾患の症例が年間 100 人以上 ③専門医師またはそれに準ずる医師 2 名以上 ※いずれか 2 つを満たすこと	18
C	①専門医教育研修施設であること ②アレルギー疾患の症例が年間 100 人以上 ③専門医師またはそれに準ずる医師 2 名以上 ※いずれか１つを満たすこと	47
D	回答した全ての医療機関を対象とする	52

○準拠点医療機関の設置数

圏域	人口（令和2年10月1日現在推計）	拠点病院数	準拠点医療機関候補数	A案	B案	C案	D案
神戸	1, 516, 638	3	8	1	4	8	8
阪神	1, 747, 559	1	22	3	5	18	22
東播磨	712, 242		7	2	2	7	7
北播磨	263, 202		4	1	1	4	4
播磨姫路	815, 296		8	2	4	8	8
但馬	157, 220		0				0
丹波	100, 425		1	1	1	1	1
淡路	126, 309		2		1	1	2
計	5, 438, 891	4	52	10	18	47	52